

鉄道事業者に対する監査に関する法令（抄）

出典 国土交通省鉄道局・監修『注解鉄道六法（平成16年版）』第一法規

* 編著者注：いずれも原文は縦書きで、数字はすべて漢数字ですが、アラビア数字に直して引用しました。

鉄道事業法（抄）

〔昭和61年12月4日法律第92号〕

最終改正 平成16年6月18日法律第124号

第6章 雑則

（立入検査）

第56条 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、鉄道事業者又は索道事業者の事務所その他の事業場に立ち入り、業務若しくは経理の状況若しくは事業の用に供する施設、帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2, 3（略）

4 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第7章 罰則

第70条 次の各号のいずれかに該当する者は、100万円以下の罰金に処する。

12 第56条第1項又は第2項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第72条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第67条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

鉄道事業等監査規則（抄）

〔昭和62年3月2日運輸省令第12号〕

最終改正 平成12年11月29日運輸省令第39号

根拠法令 鉄道事業法66条

（趣旨）

第1条 鉄道事業法第56条第1項及び第2項の規定による監査（以下「監査」という。）については、この省令の定めるところによる。

（監査の目的）

第2条 監査は、施設及び車両の管理及び保守並びに運転取扱いが適切であるかどうか、運輸が適正に行われているかどうか、会計の整理及び財産の管理が適確に行われているかどうかについて監査することにより、輸送の安全を確保し、利用者の利益を保護するとともに鉄道事業等の健全な発達を図ることを目的とする。

（監査の種類）

第3条 監査の種類は、次のとおりとする。

1 保安監査（施設及び車両並びに運転取扱いの状況について行う監査）

- 2 業務監査（鉄道事業及び索道事業の運輸の状況について行う監査）
- 3 会計監査（鉄道事業及び索道事業の会計の整理及び財産の管理の状況について行う監査）

（保安監査）

第4条 保安監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 1 施設、車両及び運転取扱いに関する法令の遵守状況並びにこれらの法令に基づく許可、認可、確認及び届出に係る事項の実施状況
- 2 法令の規定により定められた施設及び車両の整備並びに運転取扱いに関する細則の遵守状況
- 3 運転保安上又は公益上不適当な施設等の有無
- 4 施設の工事の実施状況
- 5 事故及び災害の処理状況並びに事故及び災害の防止対策の実施状況
- 6 施設及び車両に関する補修計画及び補修実績
- 7 保安に関する業務に従事する係員の職制及び配置の状況
- 8 保安に関する業務に従事する係員の資格及び教育訓練の状況並びにその技能の程度
- 9 鉄道台帳及び図面の整理状況
- 10 保安監査に基づく指示等に係る事項の実施状況
- 11 前各号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要と認める事項

（業務監査）

第5条 業務監査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 1 運輸に関する法令の遵守状況並びにこれらの法令に基づく許可、認可及び届出に係る事項の実施状況
- 2 運賃及び料金の実施状況
- 3 旅客運賃表、旅客列車時刻表その他運輸上必要な諸表等の備付状況
- 4 運送約款の内容
- 5 乗車券の記載事項
- 6 運輸に関する業務に従事する係員のサービスの状況
- 7 運輸に関する業務に従事する係員の職制及び配置の状況
- 8 業務監査に基づく指示等に係る事項の実施状況
- 9 前各号に掲げるもののほか、第2条の目的を達成するために必要と認める事項

（監査の実施）

第7条 地方運輸局長は、監査計画に基づいて監査を行う。ただし、地方運輸局長が特に必要と認める場合には、監査計画に基づかないで監査を行うことができる。

- 2 国土交通大臣は、第2条の目的を達成するために、特に必要があると認める場合に監査を行うものとする。

（監査員）

第9条 監査は、国土交通大臣又は地方運輸局長が指名した職員（以下「監査員」という。）がこれを行う。

- 2, 3（略）

4 主任監査員は、監査を終了したときは、遅滞なく、意見を付して当該監査の結果を国土交通大臣又は地方運輸局長に報告するものとする。

（監査報告）

第10条 地方運輸局長は、前条第4項の規定による報告を受けたときは、遅滞なく、当該監査結果の概要（重要又は異例に属する事項に限る。）を国土交通大臣に報告するものとする。